

地方自治法施行令第158条第1項及び羽曳野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年羽曳野市条例第5号）第11条の規定に基づき廃棄物の収集及び運搬業務（臨時）及び手数料の徴収及び収納に関する事務を下記のものに委託しています。

1. 委託した者の住所、氏名（順不同）

住所	業者名	代表者
羽曳野市郡戸 13-1	(株)小谷組	小谷 勝彦
羽曳野市伊賀 6-5-11	悦商事(株)	浅田 佐智子
羽曳野市羽曳が丘西 1-1-22	(有)橋本衛生	橋本 清勝
羽曳野市向野 2-1-10	海原衛生(有)	海原 大裕
富田林市美山台 5-1	阪南清掃(株)	狭間 真弓

2. 手数料の収納方法

羽曳野市が指定する方法